



# 個別注記表

(自 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)

北海道ジェイ・アール・サイバネット(株)

## (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産

法人税法に定める「定率法」を採用します。

・平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産

法人税法に定める「旧定率法」を採用します。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・法人税法に定める「定額法」を採用します。

#### (3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用します。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上します。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額に基づき計上します。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上します。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、「内規」に基づく期末要支給額を計上します。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によります。

(2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用します。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用します。

5. 重要な会計方針の変更

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)に伴い、当事業年度より同会計基準および同適用指針を適用しております。この変更による影響額は、ありません。

(2) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,775 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	46,443 千円
短期金銭債務	5,487 千円

(3) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の否認等であります。

(4) 1株当たり情報に関する注記

- |            |                |
|------------|----------------|
| 1株当たり純資産額  | 148,282 円 95 銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 11,190 円 20 銭  |

(5) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器及び自動車等を所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

(6) 当期純損益金額

当期純利益	6,714 千円
-------	----------

(7) その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されている金額は、千円未満を切捨表示しております。